

道スボ協第1074号
令和3年7月14日

各管内スポーツ少年団連絡協議会会長様
各市町村スポーツ少年団本部長様

公益財団法人北海道スポーツ協会
北海道スポーツ少年団
本部長 生島典明
(職印省略)

まん延防止等重点措置解除後におけるスポーツ少年団活動の留意事項について（依頼）

平素より本道のスポーツ少年団活動に対し、種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

北海道では、7月11日に新型コロナウイルス感染症における「まん延防止等重点措置」が解除され、徐々に学校活動も再開されておりますが、別添のとおり北海道教育厅及び北海道環境生活部から感染症対策の徹底について、それぞれ通知がありましたのでお知らせするとともに、以下の事項について、貴管下関係団体等へご周知いただき、引き続き、少年団の活動にあたっては感染症対策をご留意くださいますようお願い致します。

記

1. 札幌市の少年団活動は当該期間におきましては、部活動の取扱いにあわせて、活動を厳選（時間、人数、場所等）して、感染防止対策を徹底の上で実施し、これによりがたい場合は休止を検討いただくようお願い致します。
2. 札幌市以外の少年団活動につきましても、感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、活動にあたっては競技別の感染症対策に十分留意していただくことをお願い致します。
3. 同封書類
 - (1) 大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について（北海道教育厅学校教育局）
 - (2) 「北海道における夏の再拡大防止特別対策」の実施を踏まえた感染症対策の徹底について（北海道環境生活部）
 - (3) スポーツ活動での感染リスクが高い場面～過去の感染事例から～（北海道環境生活部）

公益財団法人北海道スポーツ協会
生涯スポーツ課 担当：小杉
TEL：(011) 820-1706 FAX：(011) 833-0705
E-mail：h-kosugi@hokkaido-sports.or.jp



教 健 体 第 3 9 4 号

令和3年（2021年）7月9日

各 教 育 局 長

各 道 立 学 校 長 様

各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）

（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局長 唐川智幸

北海道教育庁教職員局長 伊賀治康

大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について

（通知）

このことについて、令和3年（2021年）6月18日付け教健体第324号で通知したところですが、国による「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域の解除に伴い、別紙を改訂しましたので、通知します。

つきましては、別紙に基づき、適切に対応願います。

また、各市町村教育委員会においては、貴所管の学校に周知願います。

高 校 教 育 課
義 務 教 育 課
特 別 支 援 教 育 課
健 康 ・ 体 育 課
教 職 員 課

大会等への参加における新型コロナウィルス感染症対策について
(2021. 07. 12改訂)

令和3年7月9日
北海道教育庁

1 部活動の基本的な考え方

石狩管内の道立学校の部活動については、活動を厳選し感染症対策を徹底した上で練習を行うこと。なお、厳選した練習とは、例えば感染症対策に配慮した活動時間や参加人数の削減、活動内容の工夫等を示す。

また、石狩管内の道立学校以外の学校については、感染症対策を徹底した上で実施すること。

2 大会等参加前

(1) 全道大会及び全国大会等への参加や他管内での泊を伴う活動及び対外試合(以下「大会等」という。)については、校長は大会等に参加する日から起算して5~7日前に学校保健委員会を開催し、大会等参加に当たっての感染症対策を協議するとともに、生徒が毎日報告している直近2週間分の健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）の内容を確認し、必要に応じて学校医にも相談した上で、健康面で不安のある選手及びその家族に対し、医療機関の受診（→PCR検査等）を促すなどの対策を行うこと（引率者についても、同様の対応を行うこと。）。また、新型コロナウィルス感染症が学校が所在する地域でまん延する状況にある場合や、学校保健委員会開催日から起算して2週間以内に校内で生徒や教職員等の感染事例がある場合は、特に感染症対策の徹底を図ること。

なお、道立学校においては、当該健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）を全道大会等参加の2日前に所管の教育局へ提出し、情報を共有すること。市町村立学校においては、当該市町村教育委員会に提出するなど情報共有を図る体制づくりに努めること。

- (2) 新型コロナウィルス感染症に係る出席停止中の生徒及び同感染症により職務専念義務を免除されている教職員は参加させないこと。
- (3) 参加者は、主催者が作成した健康観察カード等に、体温、体調等を正確に記録するとともに、毎日、部活動の顧問等が確認すること。
- (4) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養とともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- (5) 全道大会など、他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、参加者を厳選すること。
- (6) 大会等参加に当たっては、保護者に主催者や部活動の感染症対策を確認した上で、承諾を得るとともに、家庭での感染症対策の徹底を依頼すること。
- (7) 開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。
- (8) 全道大会等出場に係る壮行会や報告会、応援活動はオンラインや校内放送等を活用することとし、校内外を問わず集合する行事は行わないこと。

3 大会等期間中

- (1) 毎日、引率者等が参加者の体温、体調等を確認するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- (2) 大会等の期間は、主催者の新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項や指示を遵守すること。
- (3) 熱中症に留意しながら、支障のない限りマスクを着用すること。
- (4) 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときは必ずマスクを着用すること。
- (5) 更衣室では、会話を控えるとともに、人数や時間を制限するなど密を回避すること。
- (6) 会場に入る前は、主催者による検温、手指消毒等を徹底すること。
- (7) 宿泊する場合は、できる限り部屋の人数を削減し、マスクの着用など感染症対策の徹底を図ること。また、宿泊施設によるガイドライン等に従うとともに、会場への移動以外、外出は控えること。
- (8) 試合の場面以外では、マスクを着用し、他校の生徒との接触を控えること。
- (9) 保護者等の試合観戦については、主催者の指示等を遵守するよう予め伝えておくこと。

4 大会等終了後

- (1) 開催地の感染状況を踏まえ、生徒は3日間程度休養したり、医療機関や民間検査機関等のPCR検査を活用したりするなど、感染拡大防止に努めること。
引率者等の教職員は、帰着後3日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すこと。なお、道立学校においては、この間ににおいて、校長が校務の運営に支障がないと認める場合には、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領」第2条第6号に定める「教育長が特に必要と認める職員」として在宅勤務の対象とするものとし、その承認に当たっては、教職員課への協議を不要とすること。また、市町村立学校においては、道立学校の例を参考に適切に対応すること。
- (2) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。



スポーツ第358号

令和3年(2021年)7月13日

公益財団法人 北海道スポーツ協会 会長 様

北海道環境生活部長

「北海道における夏の再拡大防止特別対策」の実施を踏まえた感染症対策の
徹底について（依頼）

日頃より本道のスポーツ行政の推進につきまして、多大なご理解・ご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、北海道における新型コロナウイルス感染症対策について、7月11日をもって、札
幌市内を措置区域とする「まん延防止等重点措置期間」が終了しましたが、道では、7月
12日（月）から8月22日（日）までの取扱いとして、別添のとおり「夏の再拡大防止特別
対策」を決定したところです。

この中で特に部活動に関して、札幌市内では、7月25日（日）までは活動を厳選（時間、
人数、場所等）して、感染防止対策を徹底して実施することとし、これによりがたい場合
は休止が要請され、その他の市町村（札幌市の7月26日（月）以降）においても、感染防
止対策を徹底して活動を行うことが要請されています。

つきましては、この趣旨を踏まえ、あらためて新型コロナウイルス感染症対策の徹底に
ついて、関係団体等への周知のご協力をお願いします。

なお、参考資料として、過去の感染事例を踏まえて作成した、スポーツ活動での新型コ
ロナウイルスの感染リスクが高い場面の資料を添付しますので、活用について併せて周知
くださいますようお願いします。

スポーツ局スポーツ振興課スポーツ振興係
担当 黒田
電話 011-204-5209
E-mail kuroda.katsumi@pref.hokkaido.lg.jp